第24回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成26年9月29日（月）
午前10時～
泉区役所　１Ａ会議室

次　　第

１　開会

２　あいさつ

３　議題
（1）　第四次地区市街化調整区域の取込みについて

（2）　第四次地区案の地元説明会および説明会お知らせチラシについて

（3）　次回検討委員会について

４　閉会

平成26年９月29日

第四次地区市街化調整区域の取込みについて

１　意見交換会について
　第四次地区市街化調整区域の取込みについて、２回目の意見交換会を実施しました。
(1)　日時：平成26年９月21日(日)　15時から15時30分
(2)　開催場所：泉中央公園集会所
(3)　参加人数：７名（和泉中央連合役員、事務局除く）

２　当日配布資料について
・意見交換会開催チラシ
・住居表示制度について
・泉区和泉町住居表示事業について
・泉区和泉町住居表示第三次地区から第六次地区の新町名案について
・第四次地区の実施までのスケジュールについて

３　出された意見について
・和泉町全体が住居表示されるわけでないのであれば、対象地域に含めなくてもよいと思う。
・この区域が今後市街化区域に変わっていくのであるなら、住居表示を実施してもよいが、その計画もない状態では、変える必要はないと思う。
・今後ここに住み続ける家族たちの意見としても、このままでよいと言っている。

配付チラシ

平成26年9月横浜市からのお知らせ

泉区和泉町第四次地区住居表示について

住居表示区域拡大による
関係する住民の方との意見交換会を開催します

泉区和泉町第四次地区の住居表示について、去る平成26年7月13日(日)に意見交換会を開催させていただきましたが、この度改めて意見交換会を開催し、泉区和泉町住居表示検討委員会において検討している新町界・新町名案について御説明いたしますので、ご参加ください。

1：趣旨

泉区和泉町住居表示検討委員会にて、お住まいの区域を含め泉区和泉町住居表示地区を拡大することが検討されております。つきましては、住民の方々のご意見を伺いたいと考えております。

2：日時

平成26年9月21日(日)

15時から16時まで

3：会場

和泉中央公園集会所

（住所）泉区和泉町３０３０番地４

4：対象の方

右図のなかで「対象区域」（黄色い箇所）となっている区域にお住まいの方

5：次第

（1）住居表示制度について

（2）和泉町第四次住居表示地区の検討経過について

（3）第四次地区住居表示のスケジュールについて

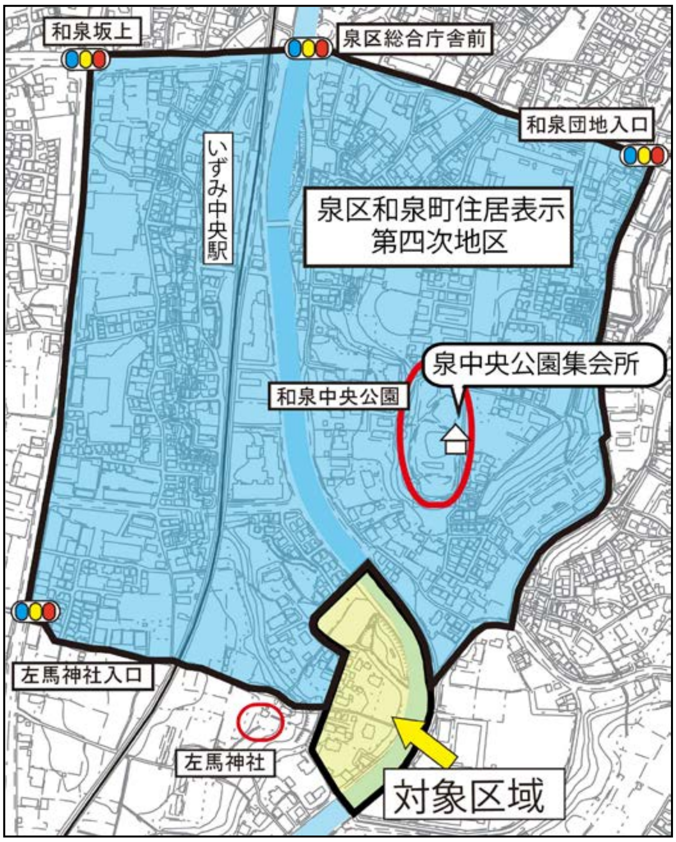

※　会場へのお車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。

※　事前の申込みは必要ありません。

【問合せ】　横浜市市民局窓口サービス課　住居表示担当

〒231-0017　横浜市中区港町１丁目１番地

TEL:045（671）2320　FAX:045（664）5295

E-mail　sh-juukyo@city.yokohama.jp

<u>和泉町第四次住居表示地区について</u>

1　住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表している住所から、規則的につけた「**街区番号**」及び「**住居番号**」による建物ごとに異なる住所の表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

これは、住所に多くの同番地または飛び番地があるなどの理由からわかりにくくなっている場合に実施します。

また、住居表示を実施する区域は、和泉町から分割して、適切な広さの新しい町にします。その際には、わかりやすい町の形成を行うようにします。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

（例）　実施前：横浜市　泉区　**和泉町　〇〇〇〇番地〇**

実施後：横浜市　泉区　**<u>和泉中央南〇丁目</u>　<u>〇〇番</u>　<u>〇号</u>**

新町名（案）　街区番号　住居番号

2　泉区和泉町住居表示事業について

横浜市では、泉区和泉町の住居表示事業を第一次から第六次の６回に分けて実施します。第一次地区は下和泉一丁目から五丁目までを平成 24 年に実施し、第二次として和泉が丘一丁目から三丁目までを平成 25 年に実施しました。本年は第三次地区として和泉中央南一丁目から三丁目を実施します。

皆様のお住まいの地区では、<u>平成 27 年秋</u>の住居表示実施を予定しています。

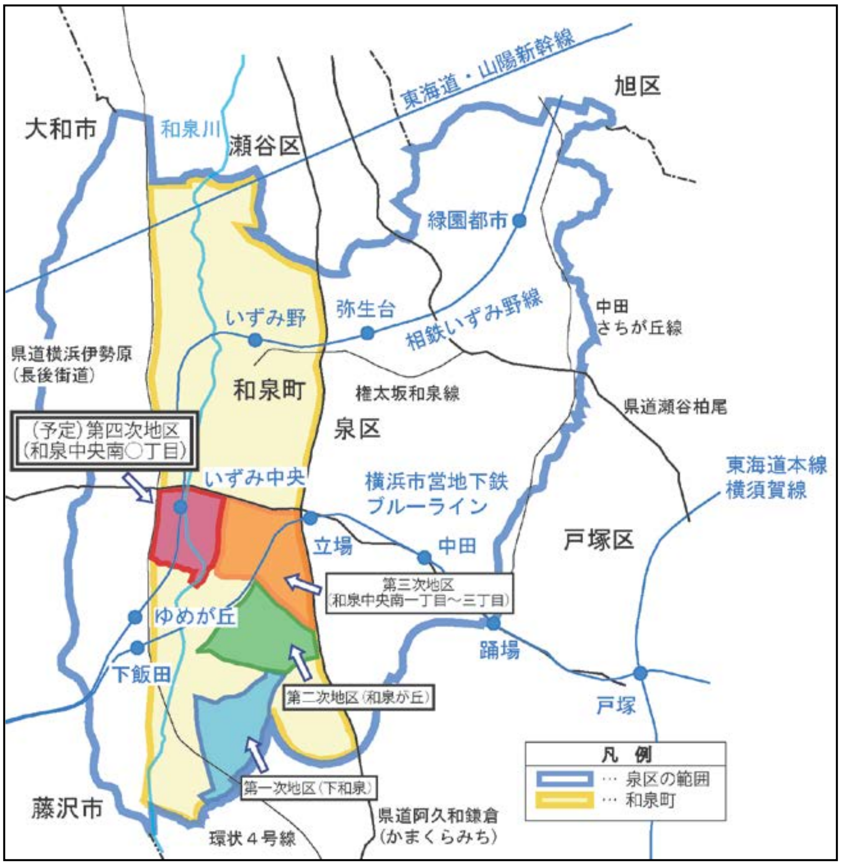

住居表示制度について

現在の住所は、土地の番号である「地番」を用いて表していますが、同じ地番にたくさんの家が建っていたり、土地の分合筆等により欠番や枝番が　生じていたりするため、住所がわかりにくくなっています。

住居表示とは、市街地（市街化区域）において、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物一つひとつに番号を付けること」により、住所の表示をわかりやすく改めることです。

また、住居表示を実施する区域は、和泉町から分割して、適切な広さの新しい町にします。その際には、わかりやすい町の形成を行うようにします。

【住所の表示の仕方】

現　在（地　番）	**泉区 和泉町 〇〇〇〇番地 〇**
実施後（住居表示）	**泉区 〇〇（〇丁目） 〇〇番 〇〇号**

新しい町の名称　街区番号　住居番号

住居表示制度による住所の決め方

まず、道路や河川、鉄道などを境にして、適切な面積の新しい町に分割します（図１）。

町の中は、道路などを境にした**「街区」**に分け、連続した番号（街区番号・図２）をつけます。次に、街区の周囲を、右回りで一定間隔に区切り、番号を振ります。建物の出入口がこの番号のどこの部分にあるかによって**「住居番号」**が決まります（図３）。

住居表示による新しい住所は、この**「街区番号」**と**「住居番号」**で表します。

図１（町の分割）

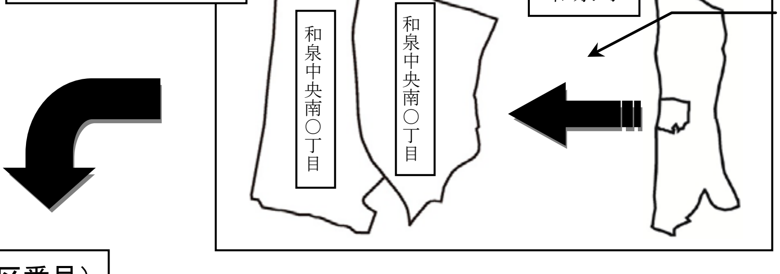

住居表示対象区域を適切な面積で分割します。

図２（街区番号）

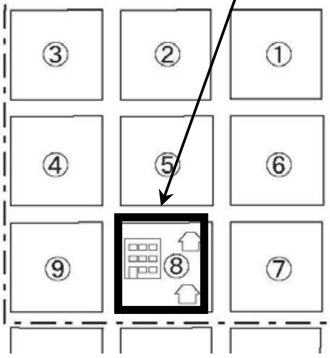

町の中を「街区」で区切ります。この街区は「８街区」です。

図３（住居番号）

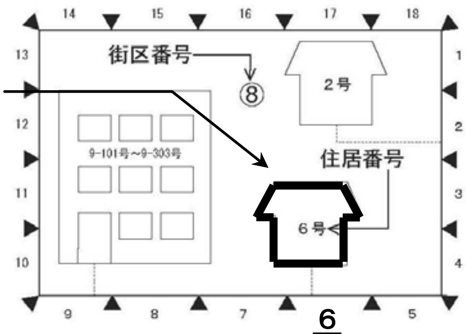

街区の周囲に番号をつけ、出入口がある部分の番号が「住居番号」になります。この家は「６号」です。

新しい住所は「〇〇（新町名）８番６号」です。

資料２

泉区和泉町住居表示事業について

1　泉区和泉町住居表示事業の経過について

横浜市では、泉区和泉町の住居表示事業を第一次地区から第六次地区の６回に分けて実施します。これまでに第一次地区から第二次地区までを完了しており、本年度第三次地区の実施が決定しています。

	実施日	実施後町名
第一次地区	平成 24 年 10 月 22 日	下和泉一丁目～下和泉五丁目
第二次地区	平成 25 年 10 月 21 日	和泉が丘一丁目～和泉が丘三丁目
第三次地区	平成 26 年秋頃	和泉中央南一丁目～和泉中央南三丁目
第四次地区	平成 27 年秋頃（予定）	検討中

泉区和泉町住居表示実施区域図

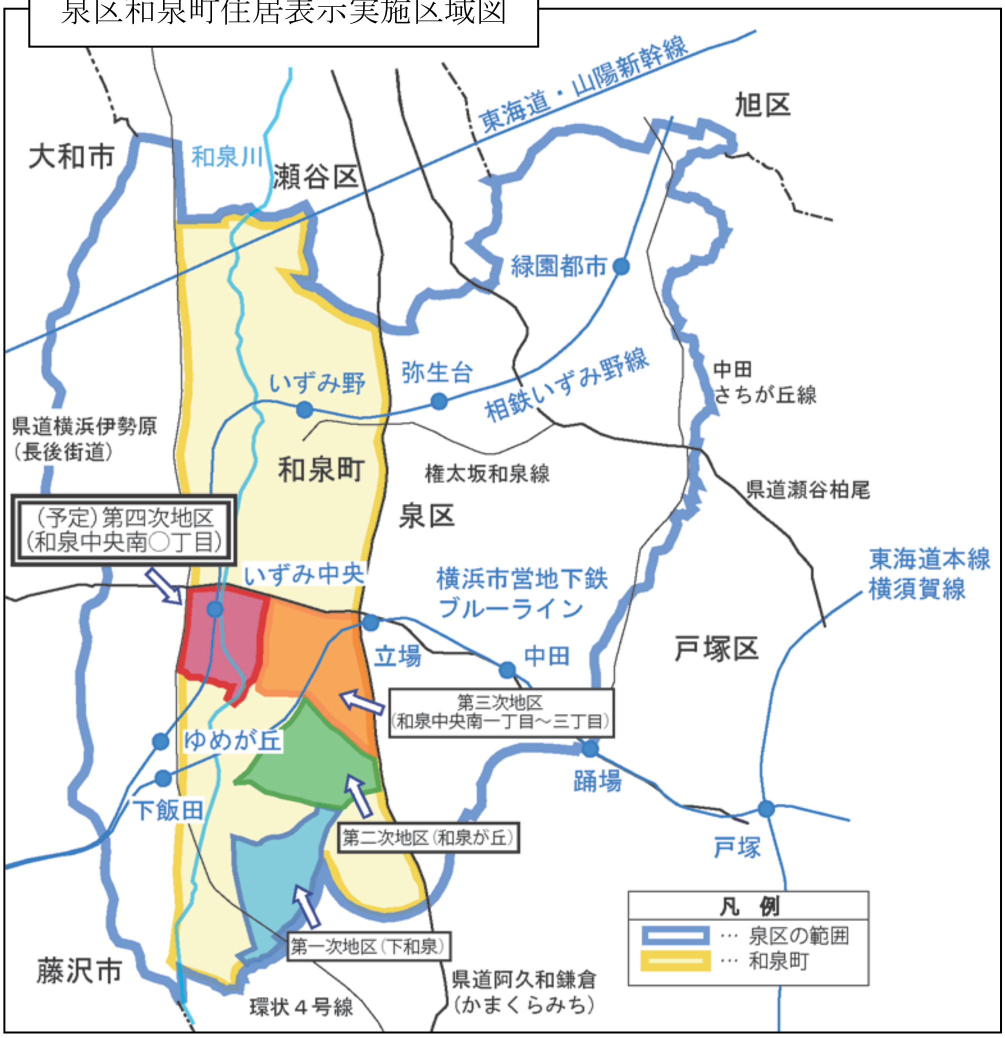

2　泉区和泉町第四次地区住居表示実施の検討について

泉区和泉町第四次地区を含む、第三次地区から第六次地区実施の検討を、以下の表中のように実施してきています。

	検討内容
平成 24 年９月～ 平成 25 年３月	第三次地区から第六次地区の住居表示区域設定についての検討を実施
平成 25 年４月	検討状況お知らせチラシの配付
平成 25 年５月	現地調査 ※第三次地区から第六次地区の住居表示区域の確認 第三次地区から第六次地区の町名アンケートについて検討を開始
平成 25 年６月	第三次地区から第六次地区の町名アンケートの内容決定
平成 25 年７月～ 平成 25 年８月	第三次地区から第六次地区の町名アンケートの実施
平成 25 年９月	アンケート結果により第三次地区から第六次地区の新町名案の決定
平成 25 年 10 月	町名アンケート結果の町内会への回覧 ※アンケート実施地域へ回覧を実施
平成 26 年５月	現地調査 ※第四次地区町界案へ一部区域を含めるかを検討

3　和泉町第四次住居表示地区　町区域案図

現在検討中の町区域案図になります。図中「対象区域」となっている区域が、この度あわせて検討対象となった区域となります。

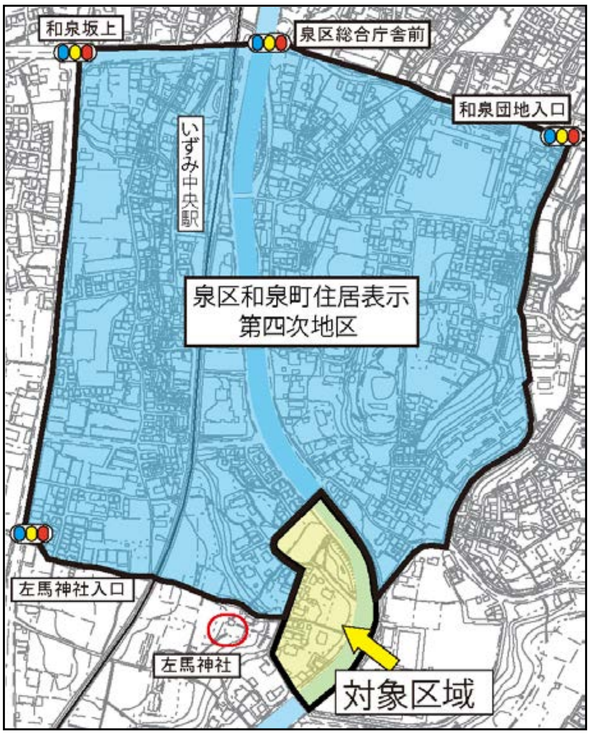

対象区域を含める理由

① 第四次住居表示対象区域と対称区域の境界よりも、実施区域の境界として分かりやすい川がある
② 今回の対象区域は、第四次住居表示対象区域の境界に隣接する地域で、住所の混乱がある

資料２

泉区和泉町住居表示事業について

１　泉区和泉町住居表示事業の経過について

横浜市では、泉区和泉町の住居表示事業を第一次地区から第六次地区の６回に分けて実施します。これまでに第一次地区から第二次地区までを完了しており、本年度第三次地区の実施が決定しています。

	実施日	実施後町名
第一次地区	平成 24 年 10 月 22 日	下和泉一丁目～下和泉五丁目
第二次地区	平成 25 年 10 月 21 日	和泉が丘一丁目～和泉が丘三丁目
第三次地区	平成 26 年秋頃	和泉中央南一丁目～和泉中央南三丁目
第四次地区	平成 27 年秋頃（予定）	検討中

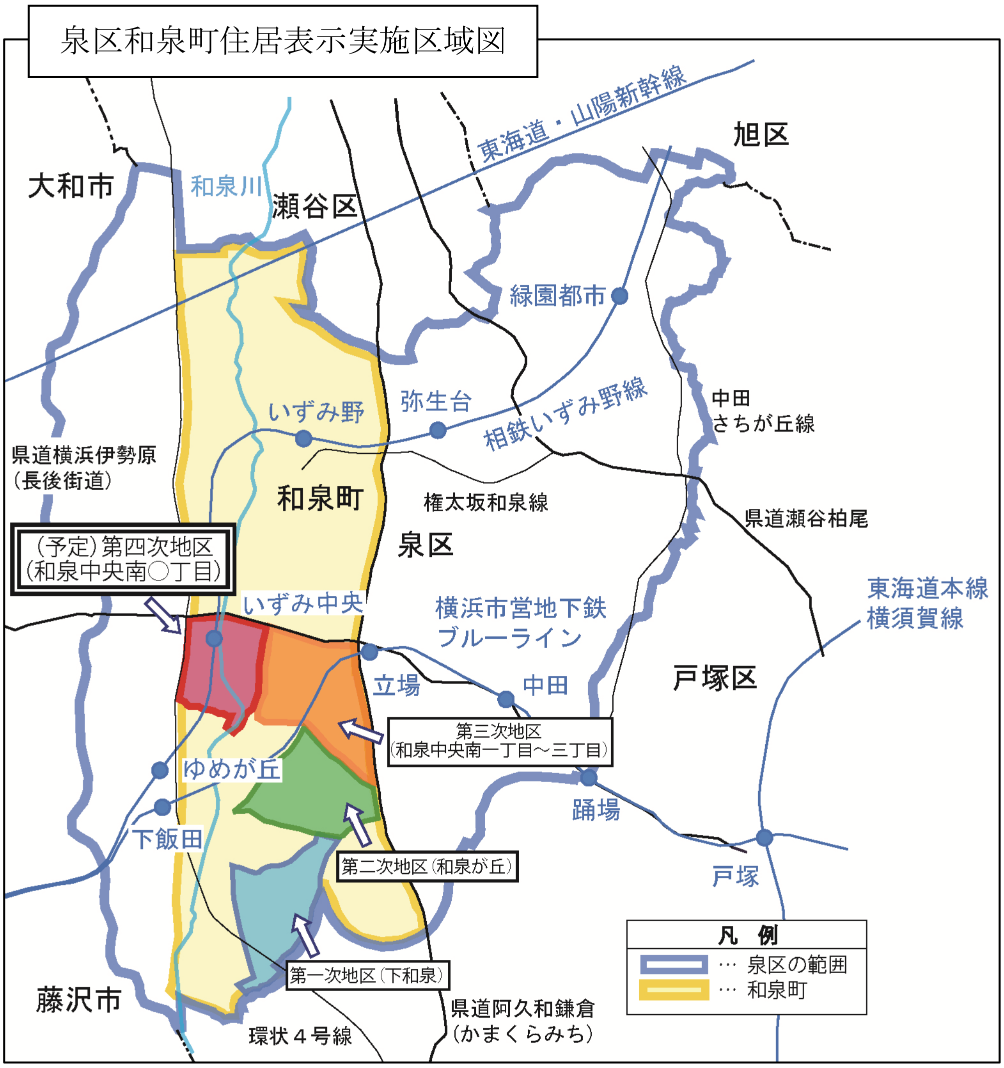

2　泉区和泉町第四次地区住居表示実施の検討について

泉区和泉町第四次地区を含む、第三次地区から第六次地区実施の検討を、以下の表中のように実施してきています。

	検討内容
平成 24 年９月～ 平成 25 年３月	第三次地区から第六次地区の住居表示区域設定についての検討を実施
平成 25 年４月	検討状況お知らせチラシの配付
平成 25 年５月	現地調査 ※第三次地区から第六次地区の住居表示区域の確認 第三次地区から第六次地区の町名アンケートについて検討を開始
平成 25 年６月	第三次地区から第六次地区の町名アンケートの内容決定
平成 25 年７月～ 平成 25 年８月	第三次地区から第六次地区の町名アンケートの実施
平成 25 年９月	アンケート結果により第三次地区から第六次地区の新町名案の決定
平成 25 年 10 月	町名アンケート結果の町内会への回覧 ※アンケート実施地域へ回覧を実施
平成 26 年５月	現地調査 ※第四次地区町界案へ一部区域を含めるかを検討

3　和泉町第四次住居表示地区　町区域案図

現在検討中の町区域案図になります。図中「対象区域」となっている区域が、この度あわせて検討対象となった区域となります。

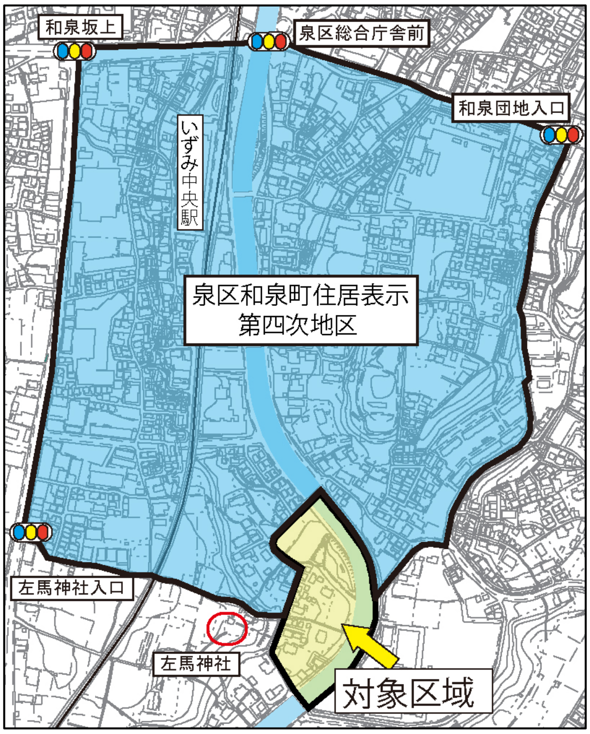

対象区域を含める理由

① 第四次住居表示対象区域と対称区域の境界よりも、実施区域の境界として分かりやすい川がある

② 今回の対象区域は、第四次住居表示対象区域の境界に隣接する地域で、住所の混乱がある

資料３

泉区和泉町住居表示第三次地区から第六次地区の
新　町　名　案　に　つ　い　て

　和泉町住居表示検討委員会では、平成 26 年秋～29 年秋（予定）の第三次地区から第六次地区の住居表示実施（住所の変更）に向けて、検討を進めています。住居表示により新設される町の名称を検討するにあたり、対象地区にお住まいの皆様に「町名アンケート」を実施しました。アンケートの結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会において、新町名案を**「和泉中央南一丁目～五丁目、和泉中央北〇丁目～〇丁目」**に決定しました。（和泉中央北については何丁目まで新設するのか検討中です。）

新町界・新町名案

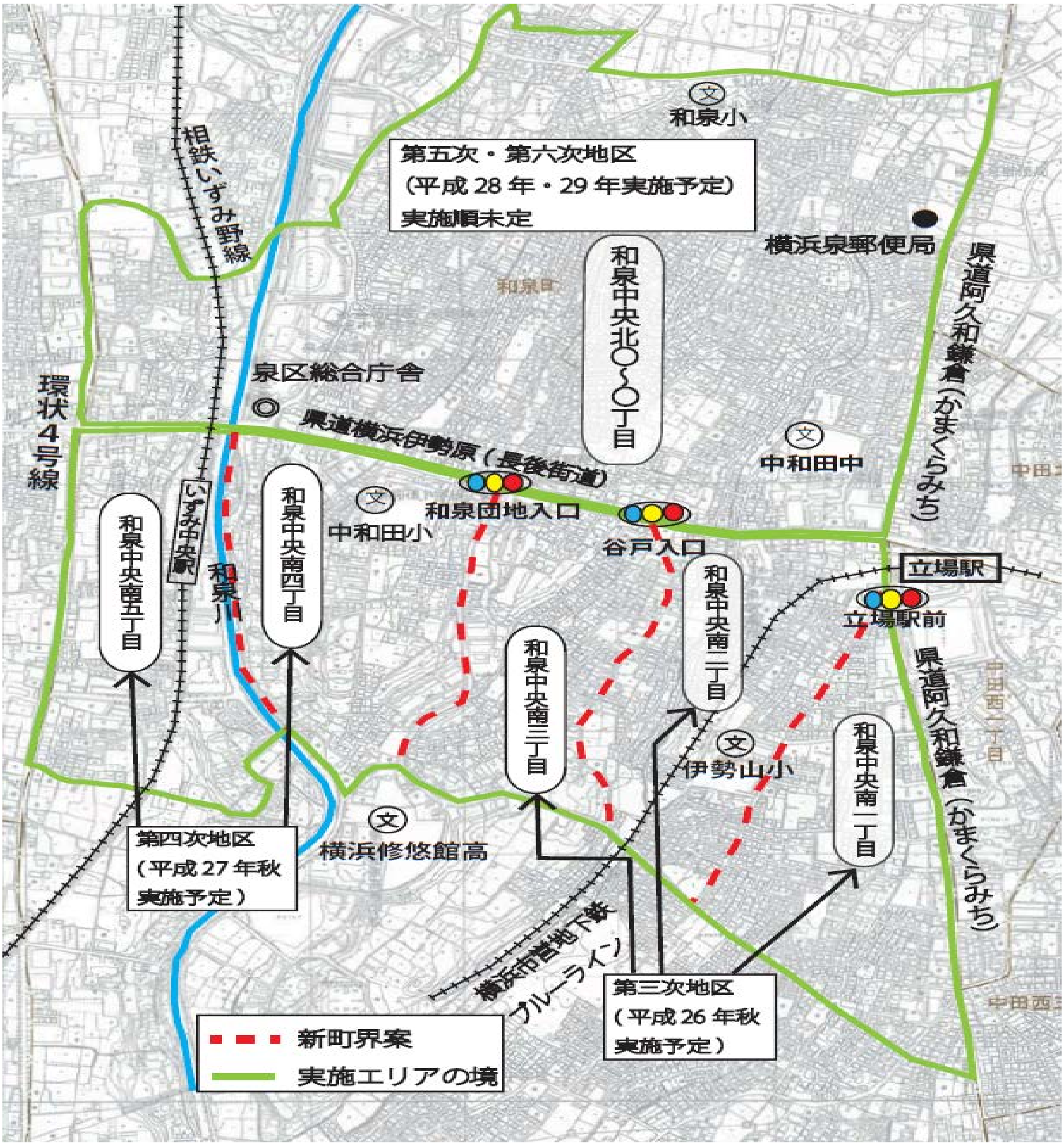

※実施エリアの境については現在の案です。
（今後の検討によって一部変更となる場合があります。）

※裏面もご覧ください。

アンケート結果について

実施期間：平成 25 年７月 30 日（火）～平成 25 年８月 30 日（金）
回答率　：31.8%（配付数 9,189 枚、回収数 2,920 枚）

回答数の割合

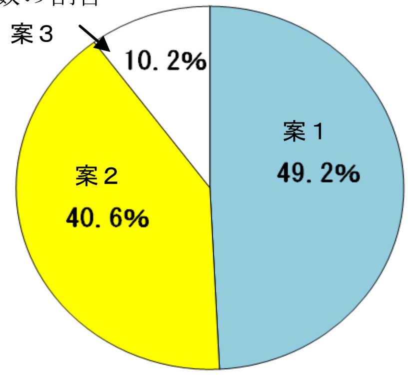

【案１】　第三次地区から第六次地区を２つに分ける案　和泉中央（南・北）	1,437
【案２】　第三次地区から第六次地区を４つに分ける案　和泉中央（東・西・南・北）	1,185.5
【案３】　自由意見	297.5
計	2,920

※案を複数選択している回答の場合は、票を按分して集計しています。

新町名案の決定理由について

- **第三次地区から第六次地区は和泉町の中央に位置しており、長後街道の南北に広がっていることから、町名に「和泉中央」を用い、統一感を持たせる。**
- **幹線道路である長後街道で南北に区切るため、簡明でわかりやすい。**

資料３

泉区和泉町住居表示第三次地区から第六次地区の
新　町　名　案　に　つ　い　て

和泉町住居表示検討委員会では、平成 26 年秋～29 年秋（予定）の第三次地区から第六次地区の住居表示実施（住所の変更）に向けて、検討を進めています。住居表示により新設される町の名称を検討するにあたり、対象地区にお住まいの皆様に「町名アンケート」を実施しました。アンケートの結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会において、新町名案を**「和泉中央南一丁目～五丁目、和泉中央北〇丁目～〇丁目」**に決定しました。（和泉中央北については何丁目まで新設するのか検討中です。）

新町界・新町名案

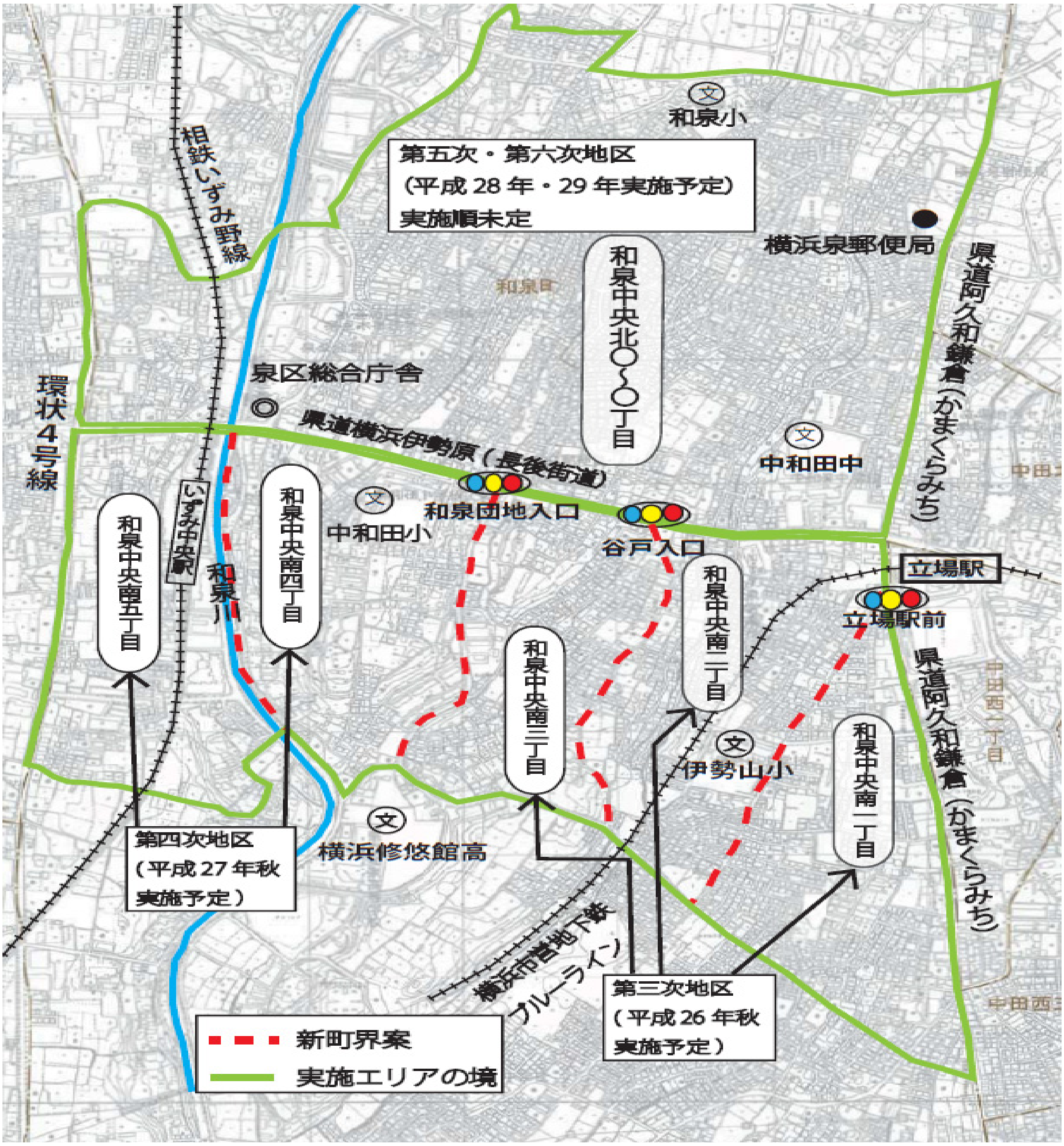

※実施エリアの境については現在の案です。
（今後の検討によって一部変更となる場合があります。）

※裏面もご覧ください。

アンケート結果について

実施期間：平成 25 年７月 30 日（火）～平成 25 年８月 30 日（金）
回答率　：31.8%（配付数 9,189 枚、回収数 2,920 枚）

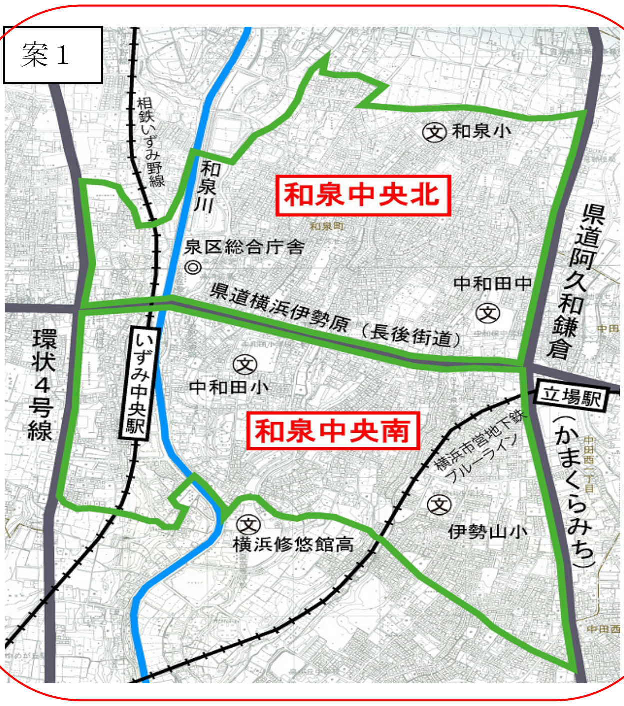

回答数の割合

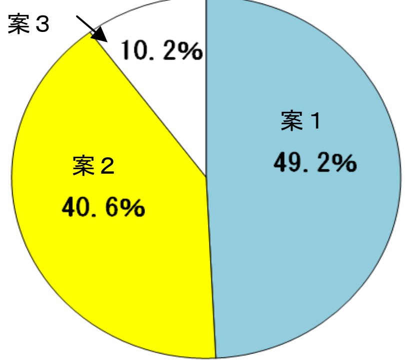

【案１】　第三次地区から第六次地区を２つに分ける案　和泉中央（南・北）	1,437
【案２】　第三次地区から第六次地区を４つに分ける案　和泉中央（東・西・南・北）	1,185.5
【案３】　自由意見	297.5
計	2,920

※案を複数選択している回答の場合は、票を按分して集計しています。

新町名案の決定理由について

- **第三次地区から第六次地区は和泉町の中央に位置しており、長後街道の南北に広がっていることから、町名に「和泉中央」を用い、統一感を持たせる。**
- **幹線道路である長後街道で南北に区切るため、簡明でわかりやすい。**

資料４

第四次地区の実施までのスケジュールについて

平成26年11月	第四次地区　新町界・町名案の地元説明会開催
平成27年１月	横浜市住居表示審議会 ※第四次地区の新町界・新町名案の内容検討を実施します
２月頃	新町界・新町名案の告示
４月頃	居住調査の開始 ※調査員がお伺いし、お住まいの状況(家屋・出入り口・お住まいの方)を確認します
６月頃	住居表示実施の決定（横浜市会）
８月頃	住居表示実施日の告示
秋頃	住居表示実施の地元説明会開催 住居表示実施

平成 26 年 10 月横浜市からのお知らせ

泉区和泉町第四次地区の住居表示について
地 元 説 明 会 を 開 催 し ま す

泉区和泉町住居表示検討委員会において、泉区和泉町第四次地区の住居表示実施に伴い新設する町の案がまとまりました。

つきましては、次のとおり説明会を開催し、泉区和泉町第四次地区の住居表示についてご説明いたしますので、いずれかご都合の良い日にご参加ください。（各回の内容は同じです。）

■内容

（１）　住居表示制度について

（２）　新町界・新町名案について

（３）　住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

①	［日時］平成２６年１１月８日（土）　１０時から ［会場］中和田小学校　※定員３００名 （住所）泉区和泉町３７２１番地 ※上履き持参でお越しください
②	［日時］平成２６年１１月１１日（火）　１９時から ［会場］泉区役所　※定員１２０名 （住所）泉区和泉町４６３６番地２
③	［日時］平成２６年１１月２４日（月・祝）１０時から ［会場］中和田小学校　※定員３００名 （住所）泉区和泉町３７２１番地 ※上履き持参でお越しください
④	［日時］平成２６年１１月２６日（水）　１９時から ［会場］泉区役所　※定員１２０名 （住所）泉区和泉町４６３６番地２

※　事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。

※　それぞれ定員になりましたら、お手数ですが他の回にご参加ください。

※　会場の場所は、裏面の地図をご覧ください。

※　会場へのお車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。

【問合せ】　横浜市市民局窓口サービス課　住居表示担当
〒231-0017　横浜市中区港町１丁目１番地
TEL:045（671）2320　FAX:045（664）5295
E-mail　sh-juukyo@city.yokohama.jp

第四次地区の住居表示について

1　住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表している住所が、同番地が多く、飛び番地があるなどの理由からわかりにくくなっている場合に、規則的につけた**「街区番号」**及び**「住居番号」**により、建物ごとに異なる住所の表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

皆様のお住まいの地区では、平成 27 年の住居表示実施を予定しています。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

（例）　実施前：横浜市　泉区　**和泉町　〇〇〇〇番地〇**

実施後：横浜市　泉区　**和泉中央南〇丁目**（新町名）　**〇〇番**（街区番号）　**〇号**（住居番号）

2　新町名案について

平成 25 年夏に実施したアンケート結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、**案１**でお示しした**『和泉中央南』**を採用し、**「和泉中央南四～五丁目」**を新町名案としました。

新町名案選択理由：第三次地区から第六次地区は和泉町の中央に位置しており、長後街道の南北に広がっていることから、町名に「和泉中央」を用い、統一感を持たせる。

幹線道路である長後街道で南北に区切るため、簡明でわかりやすい。

実施期間：平成 25 年 7 月 30 日（火）～平成 25 年 8 月 30 日（金）

回答率　：31.8%（配付数 9,189 枚、回収数 2,920 枚）

《アンケート結果》　アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

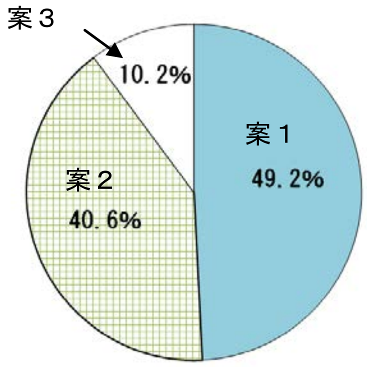

【案１】　第四次地区から第六次地区を２つに分ける案　和泉中央（南・北）	1,437
【案２】　第四次地区から第六次地区を４つに分ける案　和泉中央（東・西・南・北）	1,185.5
【案３】　自由意見	297.5
計	2,920

※　案を複数選択している回答の場合は票を按分して集計しています。

3　住居表示実施に伴う新しい住所の通知について

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約１か月前に「通知書」でお知らせします。

4　皆様の住所の変更手続について

区役所・水道・東京電力・東京ガスなどの書類は横浜市からの依頼で変更になりますが、法の規定により皆様に手続をお願いするものがあります。詳しくは、次ページをご覧ください。

5　郵便について

（１）住居表示実施後は郵便番号も変わります。

（２）郵便物は、実施後少なくとも１年間は宛先が旧住所（現在の住所）のままでも配達されます。

住居表示実施時に、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。
また、学校名や公園などの名称についても変更はありません。

住居表示に伴う住所などの変更手続について

1　住所などの変更手続が不要なもの

次に挙げるものは、区役所などで、住所などの変更手続を行いますので、手続は不要です。

1	住民票
2	印鑑登録証明書
3	戸籍
4	区役所で管理する公簿（税に関するものなど）
5	横浜市国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証など
	旧住所のままでも医療機関で使用することができます。次回更新時に新しい保険証をお送りしますが、本人確認資料としてご利用いただいている場合は、書換えを行いますので、住居表示実施後に泉区役所保険年金課にお持ちください。
6	水道、東京電力、東京ガス、ＮＴＴ（固定電話）、NHK
7	横浜市立小学校、中学校及び保育園
8	電子証明書（公的個人認証）
9	パスポート
10	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードを届け出ている方
11	125cc 以下の二輪車

2　住所などの変更手続が必要な主なもの（変更手数料は原則無料です。）

次に挙げるものは法律の規定上、ご自身で住所などの変更手続が必要です。

住所などの変更手続には住居表示実施の約１か月前にお送りする**「通知書」**（住所変更手続用）や実施日以降にお送りする**「本籍更正通知書」**（本籍変更手続用）をご利用ください。

また、**「通知書」**が不足した場合などは、実施日以降に泉区役所戸籍課で、住所が変更されたことを証明する**「住居表示変更証明書」**や、本籍が変更されたことを証明する**「土地の名称等の変更証明書」**を**無料**で発行します。

1	不動産登記簿
	登記簿の表題部（不動産の所在）は、法務局が新町名に変更しますので、手続は必要ありません。ただし、「所有者の住所」欄の変更は、法律上、所有者本人からの申請が必要になります。
2	法人の所在地、又はその役員の住所が変更になる場合
	会社などの法人は、本店、支店の所在地又はその役員の住所が実施地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する登記所で変更登記をしてください。
3	運転免許証
4	自動車、125cc を超える二輪車をお持ちの方
	自動車、250cc を超える二輪車をお持ちの方は自動車検査証の「使用者・所有者の住所」、軽四輪自動車、125cc を超え 250cc 以下の二輪車をお持ちの方は軽自動車届出済証の「使用者・所有者の住所」欄の変更と「使用の本拠」欄の変更が必要です。通常の場合、車検・売却の際に届け出をしていただければ結構です。
5	金融機関、保険会社などの取引・契約
6	携帯電話
7	住民基本台帳カード（写真付きカードのみ手続が必要）
8	横浜市立小・中学校、保育園以外の学校に通っている方の住所
9	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードを届け出ていない方 国民年金、厚生年金を受給されていない 60 歳以上の方

3　住所の変更を知人などにお知らせするために

住所変更のお知らせができる送料無料のハガキを各世帯 50 枚お届けする予定です。

**住所等の変更手続については、実施の約１か月前に各世帯に
お送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。**

案１

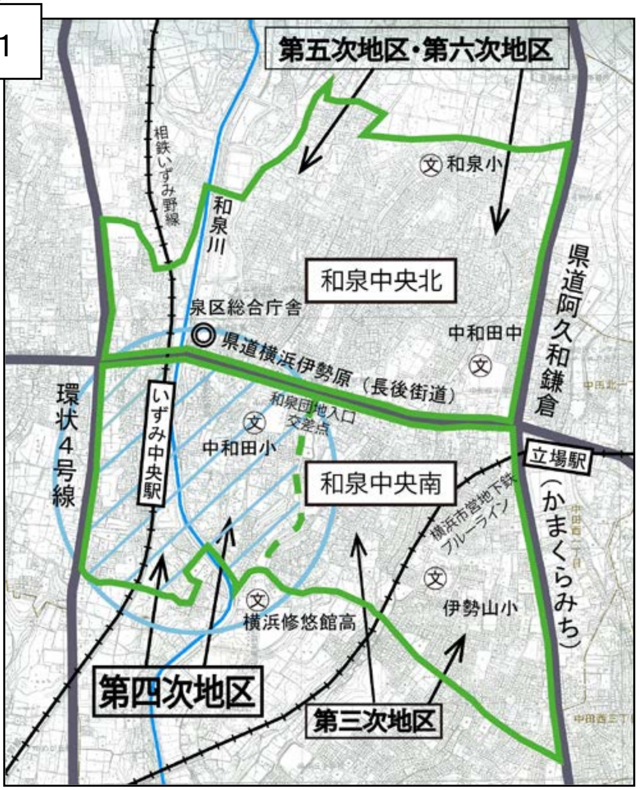

案２

泉区和泉町住居表示第四次地区　新町界・新町名案
（地元説明会　会場案内図）

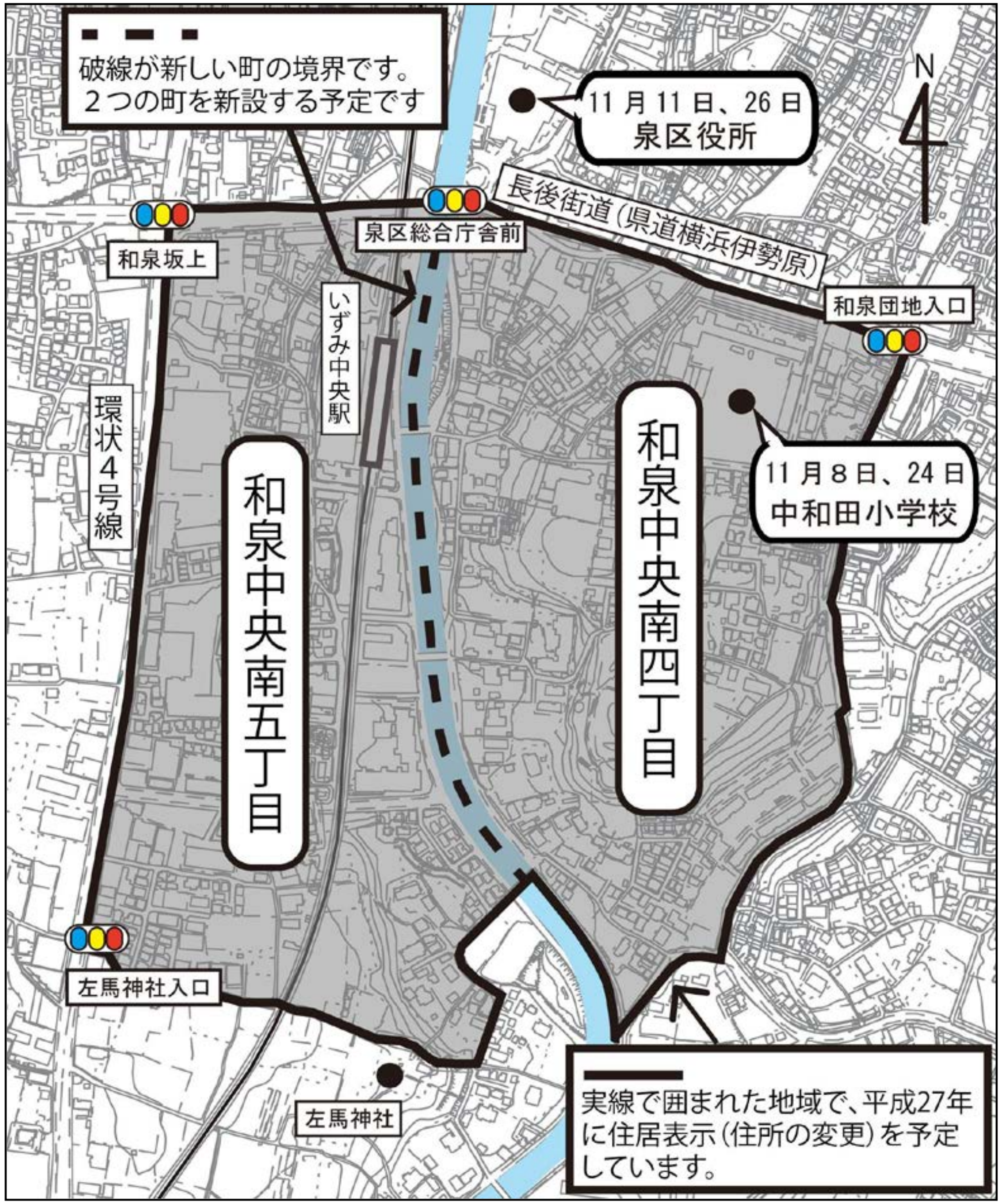

参考

平成 26 年 9 月 29 日

泉区和泉町第四次地区区域案

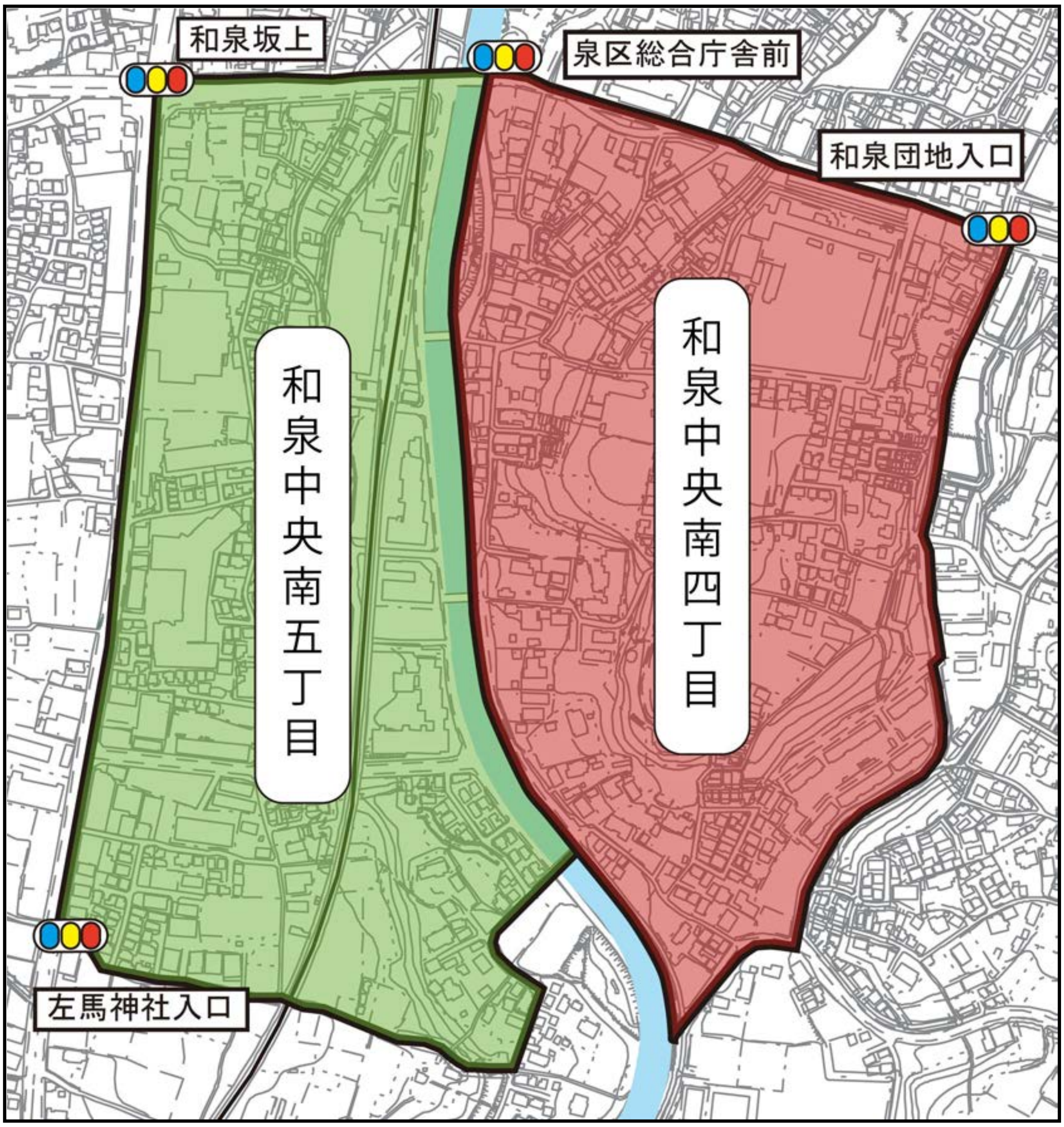

※区域面積

和泉中央南四丁目・・約 0.229ｋ㎡
和泉中央南五丁目・・約 0.208ｋ㎡